

# ふくしま国語塾 費用の詳細

## 【1】概要 費用は全て税込です

- 通塾生 : 月額授業料 32,000 円 | 入塾金 25,000 円 | 入塾審査料 10,000 円
- オンライン生 A : 月額授業料 32,000 円 | 入塾金 30,000 円 | 入塾審査料 10,000 円
- オンライン生 B : 月額授業料 18,000 円 | 入塾金 15,000 円 | 入塾審査実施なし
- 小中高の種別および学年による差はなく一律です。
- **月額授業料の詳細**
  - 受講のない8月を除く11ヶ月での年額計算は以下のとおり：  
通塾生・オンライン生 A) 税込 352,000 円/年 | 税抜 320,000 円/年  
オンライン生 B) 税込 198,000 円/年 | 税抜 180,000 円/年
  - 毎月一定額。カレンダーにより月3回・5回となる場合も授業料変動なし。  
ただし契約月・解約月のみ、回数割計算となります。
  - 1年分の授業料を一度にお支払いいただくことはできません(2ヶ月分まとめて、なども不可)。あくまで毎月に分けてお支払いいただきます。
  - 8月分授業料は不要です(8月は授業を行っていないため)。
  - ご兄弟姉妹が同時在籍する場合、月額授業料は単純に人数倍になります。
- **入塾金の詳細**
  - 初回契約時のみ納入(契約更新時不要)。ただし一度解約後に再契約するケースで、期間が6ヶ月以上空いている場合は、入塾金の再納入が必要です。
  - 同一家庭で2名のお子様が契約する場合(全て税込)：  
通塾生：40,000 円    オンライン生 A：45,000 円    オンライン生 B：30,000 円
  - 既に在籍する生徒の兄弟姉妹が後から1名加わる場合、2名分との差額を追加納入していただくことになります。これは、兄弟姉妹が同時在籍であるかどうか(在籍時期が重なっているかどうか)にかかわらず、同様です。(例)通塾生 A 君が解約後、2ヶ月\*してから A 君の妹 B さんが通塾生として契約した場合、B さんの入塾金は 15,000 円です(\*A の解約と B の契約の間が6ヶ月以上空いた場合は従来額)。
- **入塾審査料の詳細**
  - 審査料は、クーリングオフ解約時の返還対象になりません(入塾審査は入塾契約(継続的役務提供)とは別の単発契約となるため)。
  - 振込期限日は、「入塾審査日(=体験受講日)の前日」となります。期限日が銀行等休業日の場合、その前の営業日が期限日となります。期限日までの納入がなかった場合、お申込自体をキャンセルとさせていただきます。
  - 入塾審査料 キャンセル規定(次ページの表を参照)：  
お子様がお2人であれば2倍の審査料・キャンセル料が生じます。

		キャンセルメールの受信タイミング		
審査日時 確定	審査前日	審査当日		
		開始時刻前	開始時刻後	
		振込期間*1		期間内に振込がない場合はキャンセル扱い
キャンセル料	なし	7,000円		入塾希望を取り下げるケース
既納時返還額	10,000円	3,000円		
キャンセル料	なし	なし		入塾希望は取り下げないケース（日時変更*2を希望するケース）
既納時返還額				
キャンセル料			10,000円	入塾希望取り下げ有無にかかわらず、以後のご入塾はお断りします
既納時返還額			なし	

\*1 「審査前日」が銀行等休業日の場合は前営業日  
\*2 日時変更が2回以上に及ぶ場合、そのつど手数料として3,000円をいただきます  
既納時返還額がある場合、表示金額から振込手数料を差し引いた額を振り込みます

## 【2】 関連事項

### ● 納入方法、納入時期について

全て振込制（自動引き落としではありません）。振込手数料は生徒側の負担です。

月額授業料は前月末まで。入塾金は最初の授業料に加えて納入。

入塾審査料は審査実施日の直前の銀行等営業日が必須。

### ● その他：

- 振込期限日とは「着金日」のことであり、振込作業を行った日ではありません。
  - 別途、「違約金」「通塾枠変更手数料」等が生ずることがあります（通塾規約参照）。
  - オンライン授業に要する「機材費（PC・タブレット等の費用）」「通信費（ネット接続の費用等）」「印刷費（データで提供するプリント教材の印刷に関する費用）」は、生徒側の負担になります。
  - 教材費は不要です※。契約途中に使用教材が増えても、その費用をあとから徴収することはありません。設備費等も不要です。
- ◇ ※ 入塾後1年が経過する前に解約した場合のみ一定額\*1を徴収しますが、これは通塾生及びオンライン生Aにおいては、入塾金返還額\*2と相殺されます（\*1,2ともに入塾金から11,000円を差し引いた額。／入塾金の返還も、入塾後1年が経過する前に解約した場合のみ実施）。／オンライン生Bは特商法対象外のため、入塾金返還も解約時の教材費徴収もありません。／つまり通塾・A・Bどのパターンでも、解約時の「入塾金及び教材費の金銭授受」は行われない形になります。ご安心ください。
- ◇ 教材費不要の理由：渡した教材の全ページを使用するわけではないこと。曜日時間帯により使用教材に差がある一方で、曜日時間帯移動はいつでも生じ得るため、そのつど煩雑な教材費の加減が必要になってしまうこと。同様に、解約時にも煩雑な計算が生じ得ること。解約時に未使用教材を返還されても、記名があるだけで価値がなくなること……など。